

S-station登録施設募集

ランナー、サイクリスト、ウォーカーの立ち寄りスポット

市では標高の高さや富士山麓の冷涼な気候などを生かしたスポーツ合宿誘致や東京2020オリンピック自転車競技ロードレースをきっかけとしたサイクルツーリズムの推進など、スポーツツーリズム事業に取り組んでいます。

S-station登録施設の募集

市を訪れるランナー、サイクリスト、ウォーカーなどのスポーツ愛好家の人が、気軽に立ち寄ることができるスポットとして、S-stationを募集します。

対市内の飲食店、宿泊施設など

要件／以下の2つを備えている必要があります。

- ランナー、サイクリスト、ウォーカーなどのスポーツ愛好家を温かく迎えることができる施設
- 次のいずれか1つ以上のサービスを提供できる施設▶荷物預かり、休憩スペース、駐車場、着替え場所、風呂、シャワー、食事、土産、道案内、スポーツバイク用空気入れ・工具の貸し出し、サイ

クルラック、スポーツ愛好家向け特典（大盛り無料など）

申施設名、担当者名、連絡先、提供できるサービス内容を記入し、電話またはメールでお申し込みください。

他登録施設には、のぼり旗を提供します。

市スポーツツーリズム推進協議会事務局（産業振興課） 995-1825

✉kankou@city.susono.shizuoka.jp



感染症の影響に係る固定資産税などの減免措置

減免には申告書の提出が必要です

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入に一定の影響を受けた中小事業者などに対し、事業収入の減少幅に応じて2021（令和3）年度の固定資産税および都市計画税の減免を行います。

措置の内容

対●資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
●従業員1,000人以下の資本または出資を有しない法人または個人

※ただし、大企業の子会社などは対象外となります。

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。



対象税目／2021（令和3）年度に課税されるべき事業用家屋に対する固定資産税および都市計画税、償却資産に対する固定資産税

減免率／2020（令和2）年2月から10月までの連続する3カ月間（開始月は任意）の事業収入の対前年度

比の減少率に応じて全額か2分の1が免除されます。

減免の区分

事業収入の対前年度比の減少率	減免率
50%以上減少	全額免除
30%以上50%未満	2分の1免除

申税務課にある申告書（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋および償却資産に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告）に必要事項を記入の上、以下の必要書類を添付し、提出してください。

※申告書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

- ①認定経営革新等支援機関などが確認した証明書
- ②①の証明書の発行に要した書類一式
- ③特例対象資産一覧表（事業用家屋は別紙、償却資産は令和3年度償却資産申告書）

期2月1日(月)

税務課 995-1809